

第 1 7 回和光市景観審議会

令和 8 年 3 月 1 9 日（木） 6 0 3 会議室

第 1 7 回和光市景観審議会			
開催日	令和 8 年 3 月 1 9 日（木）	開会時間	午前 1 0 時 0 0 分
会場	和光市役所 6 階 6 0 3 会議室	閉会時間	午前 1 2 時 0 0 分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	岡田 智秀 本橋 良吾 藤田 雅彦 田口（小栗） 知子 関口 泰典	村山 隆之	都市整備部長 福田 順一 都市整備課長 渡邊 宗臣 都市整備課長補佐 村山 文人 都市整備課計画担当 主査 岡部 英明 主任 日下部 裕貴 傍聴者 0 名
議題	（１）景観計画の改訂（素案）について （２）新たな景観 1 0 選について		

	議 事
都市整備課長	定刻となりましたので、ただいまより第 1 7 回和光市景観審議会を開会いたします。本日は、村山副会長よりご欠席のご連絡をいただいております。和光市景観条例施行規則第 3 6 条第 5 項の規定により委員の半数以上が出席しておりますので、審議会は成立しております。 また、現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方はいらっしゃいませんが、審議中に傍聴希望者がいらした場合は入室していただきますので予めご了承下さい。 それでは、開会にあたりまして、柴崎市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	おはようございます。和光市長の柴崎です。 本日はご多忙のところ、和光市景観審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の景観形成事業の推進にご尽力いただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。 さて、和光市駅北口地区では、市の玄関口としてにぎわいの創出と魅力的なまちなか空間の形成に向けて、ただいま市街地再開発事業と、それに隣接する駅前広場整備の設計検討を進めております。 このようなまちなみの変化に対応し、より良い景観づくりを進めるために、これまで委員の皆様より景観計画の改訂についてのご意見を頂戴してまいりました。

本日は、「景観計画改訂（素案）」を作成いたしましたので、ご審議のほどお願いいたします。

また、和光市の景観を市民の皆様により関心を持っていただくため実施している新たな景観１０選の募集につきましても、多数の応募をいただいているところでございます。

つきましては、新たな景観１０選の選考における審査方法に関しましても、ご審議いただければと思います。

最後となりますが、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

都市整備課長

ありがとうございました。誠に恐れ入りますが、市長は他の公務のためここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと存じます。

続きまして、議事に入ります。本日は、「景観計画の改訂（素案）」、「新たな景観１０選」についてご審議いただく予定です。岡田会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

岡田会長

それでは、議事に入ります。議題（１）「景観計画の改訂（素案）について」事務局から説明をお願いします。

事務局

資料１をご覧ください。こちらで第16回景観審議会における主な意見と対応状況をまとめております。

景観計画改定に関して、全体的な意見として、計画内容をイメージできる写真と解説を充実することという意見を頂きました。こちらについては、写真と解説を追加する対応をしているところです。

解説は民側と官側の役割を分けたメッセージとすることという意見を頂きました。こちらについても現在対応中です。

上位・関連計画と整合を図ることが重要という意見を頂きました。第五次和光市総合振興計画を中心に、整合性を図りました。

続いて、基本方針として、「（２）生活・暮らしに根ざした景観づくり」と「（４）市民、事業者及び市の協働による景観づくり」の違いを明確にすることが必要とご意見を頂きました。基本方針について、違いが分かる形で再編しましたので、後ほど説明いたします。

続いて、中間領域として、にぎわい創出には、道路と沿道建築物の「中間領域」でのにぎわいづくりが重要であり、上位計画のシビックプライド醸成につながるというご意見を頂きました。コラムという形で資料を追加しております。後ほど説明いたします。

続いて、坂道として、坂道の魅力が重要であり、和光市を特徴づける財産であり、坂道

名称の由来をまとめることも必要というご意見を頂きました。坂道については、和光市の景観特性として整理し、由来についてもコラムという形でまとめております。

続いて、市の玄関口・駅北口として、通勤通学の人々の心を癒す温かみある照明計画が重要（事例等）とのご意見を頂きました。こちらについては、対応を検討中です。

景観10選に関する意見は、募集方法として、市職員へ呼びかけを行い、商工会を通じてチラシ配布を依頼しました。

審査方法については応募件数71件が集まりましたので、議題2で説明いたします。

以上が、第16回景観審議会における主な意見になります。

続いて資料2をご覧ください。こちらで資料3に示した和光市景観計画（素案）の変更した概要について、解説いたします。

1ページ目をご覧ください。令和9年3月に景観計画の改定を行う予定です。本審議会にて改定素案の検討を行い、頂いた意見を踏まえて資料修正を行い、令和8年7月に再度改定案についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。見直しの方向性です。前回の審議会でもご説明いたしました。景観計画を策定してから、約15年経過し、上位計画・関連計画、都市化の進展に合わせた見直しを行う必要があります。また、新たな景観要素として賑わいや人々の活動についても見直しを行います。また、景観審議会にて頂いたご意見についても景観計画に反映します。以下、景観計画の各章の変更点についてご説明いたしますが、ページ右上に赤字で資料3景観計画素案の該当ページを示しておりますのでご参考になしてください。

3ページ目をご覧ください。まず、計画の構成を見直しました。序章にて景観計画の基本的事項を「景観特性」を中心に再整理し、第1章の景観計画区域にて市全域を対象にする旨を説明します。こちらに、「重点地区」を設定する場合の流れを追加いたしました。第2章にて、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針として、景観計画の目標、基本方針、要素別景観形成方針を定めました。地形別のゾーン区分については、序章に統合する形で変更しております。第3章にて、行為の制限に関する事項として、届出対象行為、景観形成基準、色彩の制限基準を定めております。色彩の景観形成基準については、要素別景観形成方針と連動するように整理をしております。その他、第4章に景観重要建造物や樹木の指定方針、第5章に屋外広告物に関する事項を整理し、第6章で景観重要公共施設の整備に関する事項を記載しております。第6章に和光市駅北口市街地再開発事業等に関する記載を追記しております。最後に第7章で、どのように景観づくりを推進していくかについて整理し、「協働」の取組みについても記載をしております。赤字で囲った序章、第2章、

第7章における変更が特に重要であるため、次ページ以降に詳細を説明いたします。

4ページ目をご覧ください。青字が前回審議会で見直し対象とした項目で、赤字が今回見直しを行った項目です。「4 本市における景観づくり」に記載していた自然的要素・人工的要素といった項目から、景観特性がイメージしづらいことから、表現を廃止しました。「4 計画の構成」として再編しております。

「6 本市の景観特性と課題」については、「6 和光市の景観特性」として現況を中心に整理しなおしました。課題についても現況の説明を行う中で整理しております。また、写真を多用し、現況が分かりやすいように変更しました。

5ページ目をご覧ください。序章では、景観特性に追加すべき要素についてご意見を願います。景観特性として、地形・坂道、水と緑、歴史、駅・幹線道路周辺、住宅地、光という要素を追加しました。設定した6つの要素に加えて、追加すべき7つ目以降の要素があればご意見ください

6ページ目をご覧ください。景観特性の再編として、見出しを再編しました。地形・坂道は、変化に富んだ地形による坂道や眺望のある景観、水・緑は、水と緑が織りなすうるおいを感じる景観、歴史は、宿場町などの歴史を伝える景観、駅・幹線道路は、多くの人が目にする駅周辺・幹線道路の景観、住宅地はまちの基調をなす住宅地の景観、光は和光の光が彩る夜間景観として再編しております。

続いて、景観特性として重視している視点をご説明します。

まず、再認識してほしい景観特性を整理しました。「地形・坂道」、「水・緑」、「光」を和光市の景観特性として取り上げています。

続いて、シビックプライドの視点を意識しました。和光市に愛着や誇りを持つうえで、特徴的な要素（坂道、歴史、光）を設定しました。

最後に、「自然的要素」、「人工的要素」、「暮らし・活動」という見出しを廃止しました。見出しから、どのような景観特性が分かるように変更しております。

7ページ目をご覧ください。

変化に富んだ地形による坂道や眺望のある景観として坂道の現況が分かるように、写真を追加する形で、整理しました。また、合わせて、坂道名称の由来をコラムで整理しております。

8ページ目をご覧ください。

水と緑が織りなすうるおいを感じる景観として水と緑の現況が分かるように、写真を追加する形で、整理しました。

宿場町などの歴史を伝える景観として歴史の現況が分かるように、写真を追加する形で、

整理しました。

9ページ目をご覧ください。

多くの人が目にする駅周辺・幹線道路の景観として駅周辺の現況が分かるように、写真を追加する形で、整理しました。

まちの基調をなす住宅地の景観として住宅地の現況が分かるように、写真を追加する形で、整理しました。

10ページ目をご覧ください。

和光の光が彩る夜間景観として夜間景観の現況が分かるように、写真を追加する形で、整理しました。

以上が、序章についての変更概要になります。

続いて、11ページ目をご覧ください。2章では、景観づくりの基本方針について、イメージ写真を追加し、目標とのつながりを意識して、内容の整理を行いました。また、現在の景観計画は方針の項目が多く、違いが不明瞭であったので、「3 要素別景観形成の方針」とし、景観ゾーン別、景観軸別、景観拠点別の3区分に再編しました。

12ページ目をご覧ください。2章では、基本方針の構成・内容についてご意見をお願いいたします。シビックプライドを意識して、基本方針を「ふるさと」、「愛着」、「にぎわい」、「みんな」というキーワードをいれました。構成・タイトル・内容についてご意見ください。

要素別景観形成方針を「景観ゾーン」、「景観軸」、「景観拠点」に再整理しました。要素を3つにすることについて、後ほど説明する設定した配慮事項についてご意見を願います。

13ページ目をご覧ください。

まず、基本方針について説明します。4つの基本方針のうち、1つ目を「緑豊かなふるさとを感じる景観づくり」と設定しました。こちらについては、自然景観資源（緑地、河川、湧き水、坂道）との調和を意識し、自然景観資源から、ふるさとを感じ取ることでまちの居心地の良さを表現しました。

14ページ目をご覧ください。

続いて、2つ目を「愛着が育まれていく景観づくり」と設定しました。祭事・イベント、街並み・寺社を代表として、歴史や季節の時間変化を活かしつつ、歴史・四季から彩られる景観から、まちへの愛着を表現しました。

15ページ目をご覧ください。

続いて、3つ目を「にぎわいあふれる景観づくり」と設定しました。玄関口（駅、幹線道

路周辺)を中心ににぎわい創出、光を用いて、夜間景観形成し、まちの顔となる場所のにぎわいを生み出すことでまちの活性化を表現しました。

16ページ目をご覧ください。

最後に、4つ目を「みんなで創り育てる景観づくり」と設定しました。まちの景観を市民、事業者、行政の「みんな」で協働により創り出し、シビックプライドの醸成には「みんな」が参画して作ることが重要と考えます。

17ページ目をご覧ください。こちらで要素別景観形成方針を説明します。まず、全体像が分かるように、3つの要素を図で示しました。用途地域別に景観ゾーンを設定し、駅前通り、河川、高低差がある箇所を崖線として軸を設定し、中心市街地、緑、歴史・文化、産業景観の拠点を丸囲いで示しました。

18ページ目をご覧ください。変更前の景観計画では、地形別のゾーン区分と用途地域別のゾーン区分をそれぞれ設定していました。色彩の制限については、用途地域別のゾーン区分と連動する形で設定しています。設定しているゾーンと規制している内容が連動していない箇所があるため、変更後の景観計画では、地域別のゾーン区分は序章の和光市の特性に組み込み、景観ゾーン（用途地域別）でゾーン別の方針をする形に変更しました。

19ページ目をご覧ください。設定した景観ゾーンについて、住居系土地利用を例として説明します。その他については、資料3でご確認ください。住宅系土地利用では、景観形成テーマを緑豊かな住宅地景観の形成に設定しました。建築物、植栽の方針については、「住宅の規模・形態は、まとまりが感じられるように」、「緑あふれる眺望に配慮」、「庭木の植栽、フラワースポットによる緑化」という事項を記載しております。色彩の方針では、景観計画手引（基準編）P. 20と連動する形で、「外壁の基本色は周囲のまちなみに調和する低彩度」と記載を揃えています。

こちらの設定した意図については、ゾーン別に景観形成テーマを設定し、建築物、植栽の方針として、配慮事項を設定しました。色彩の方針については、景観計画手引（基準編）と連動しております。イメージが分かるように写真を追加しました。

20ページ目をご覧ください。設定した景観軸について駅前通り景観軸を例として説明します。その他については、資料3でご確認ください。駅前通り景観軸では、「和光市駅前から、樹林公園までの街路空間」、「沿道の街並みと一体になって、まちの顔に」という説明文を記載しております。配慮すべきポイントとして、「道路や歩道からの眺めに配慮」、「壁面の位置後退によるゆとりのある空間の確保」、「量よりも見える緑（緑視率）を意識」を設定しております。

こちらについては、景観軸に対する説明を追加したことと、配慮ポイントの追加、イメー

ジが分かるように写真を追加しました。

21ページ目をご覧ください。設定した景観拠点について産業景観の拠点を例として説明します。その他については、資料3でご確認ください。産業景観の拠点「外環、254バイパスに隣接することから設定」、「隣接する住宅地、公共施設、自然環境と調和」、「地域住民と協働することで、産業活動活性化へ」という説明文を記載しております。配慮すべきポイントとしては、「工場などはオープンスペース、緩衝緑地帯設置による住空間への配慮を」、「工業施設は、規模や形態に配慮し工業地としてのまとまりが感じられるように。」を設定しております。

こちらについては、景観拠点に対する説明を追加したことと、配慮ポイントの追加、イメージが分かるように写真を追加しました。

22ページ目では、そのほか、コラムという形で、緑を活かした景観づくりのイメージを掲載しております。量よりも見える緑を意識した緑視率という考え方を示し、住宅地での工夫例を掲載しております。

23ページをご覧ください。中間領域での景観づくりのイメージもコラムで整理しました。民間所有の建築物と道路空間の広場や空地における工夫例を掲載しております。以上が、2章についての変更概要になります。

続いて、24ページ目をご覧ください。7章では、「できるところから始める景観づくり」を「景観づくりの活動サイクル」として市民生活や産業活動の活性につながるように再編しました。

また、「景観10選」の市の取り組みや、地域での景観づくりとして事例紹介を追加しました。

25ページ目をご覧ください。7章では、市民生活や産業活動の活性化につながるように章構成の見直しを実施しました。「2 景観づくりの活動サイクル」を追加したことと、地域の景観づくりの輪を広げることで、協働を推進していくモデル例を示しました。こちらについては、市民生活や産業活動の活性化につながるような章構成について、目指すべき姿を示すべき、など率直なご意見がありましたらご意見をお願いします。

26ページ目をご覧ください。

協働による景観づくりの活動例として、イルミネーションを事例に説明します。まず、個人として、イルミネーションへの興味もちます。景観づくりの行動として、自宅のイルミネーションをやってみます。自宅のイルミネーションが好評で、周囲の輪が広がり、隣近所にイルミネーション活動が広がります。さらに輪が広がり、地域住民も一緒に市や商店街を巻き込んでイベントを開催します。SNSにより拡散し、また新たな個人の興味を引き

事務局

付けます。

こういった活動サイクルを協働推進していくモデル事例として設定しました。

27ページ目をご覧ください。

こちらは千葉県匝瑳市の事例になります。地域に暮らす市民有志（子供）の声と行動がきっかけに、「そうさ、バブルミネーション クリスマスナイト」が開催されました。子供たちに、匝瑳市で過ごす楽しいクリスマスの思い出を目的に行われ、キッチンカー10台、テント3団体出店、SNSを通じて、大きな反響を生みました。

和光市における協働としては、こういったにぎわいを生み出す景観イベントを目指すことができると考えています。

以上が7章の変更概要となります。また、和光市景観計画（素案）の解説について、事務局からの説明を終わります。

岡田会長

資料2、5ページの景観特性に追加すべき要素として、地形・坂道、水と緑、歴史、駅・幹線道路周辺、住宅地、光（夜間景観）を景観特性として整理頂きました。前回の審議会にて頂いた皆様のご意見を踏まえた形になっておりますが、追加すべきご意見はありますでしょうか。

委員

— 意見なし —

岡田会長

ありがとうございます。このまま原案のままとさせていただきます。ここで説明した景観特性は基盤的な施設、地形、インフラという認識で、人の活動によって成り立つシビックプライドや賑わいといった要素は景観特性の上になりたつ文化的な要素になるという共通認識をお願いします。

岡田会長

資料2、12ページの基本方針等の構成・内容について、シビックプライドを意識して基本方針を変更しましたが、ご意見ありますでしょうか。
シビックプライドを意識して、キーワードを織り交ぜつつ4項目に整理され、基本的要素は抑えられていると思います。

委員

— 意見なし —

岡田会長

ありがとうございます。このまま原案のままとさせていただきます。

これまでの皆様の意見を十分反映してきているところですが、この先もご意見を伺う機会がありますので、ご意見あれば追加していきたいと思います。

資料3、13ページに「・まちに愛着を抱き、誇りに感じる。」とありますが、「。」

は必要でしょうか。

事務局

不要ですので、削除します。

岡田会長

資料2、12ページの確認事項として、要素別景観形成方針を、「景観ゾーン」、「景観軸」、「景観拠点」に再整理して頂きました。要素を3つに設定すること、設定した配慮事項についてご意見をお願いします。現行の景観計画と比較して、写真が充実し、ゾーン別の地図も追加されたため、格段に分かりやすくなりました。市の魅力を再認識できるような資料になったのではと感じます。

事務局

写真については、ホームページから引用した部分やグーグルストリートビューを使用した箇所があるため、最終公表する際には、事務局にて撮影した写真に更新する予定です。本審議会の議事録として資料を公表する際は、写真の公表は控える予定です。

岡田会長

分かりました。資料2、17ページについて、「住宅系土地利用」と「住居系土地利用」が混在していますが、どちらが正しいでしょうか。

事務局

「住宅系土地利用」が正しいので、表現を統一します。

岡田会長

資料3、29ページから30ページのコラムとして、緑を活かした景観のイメージや中間領域での景観イメージを載せることは良いと思います。こちらに「仮」と記載しているのはどのような意味合いでしょうか。

事務局

こちらについてもホームページから引用した部分になりますので、最終公表する際には、事務局にて撮影した写真に更新予定です。

岡田会長

市内でこのようなスポットを見つけるのは難しいのではないのでしょうか。

官民境界のデザインは、「歩行者利便増進道路」（通称：ほこみち）制度に優良事例が掲載されているかもしれませんので、確認してみてください。また、住宅地の緑化の工夫は流山市の事例が先進的です。

事務局

他市も参考にしつつ、見当たらない場合はホームページのURLを掲載したうえで、引用することも検討します。

岡田会長

資料3、30ページについても、具体的な写真があった方がイメージしやすいかと思います。

事務局	具体的な写真を入れる方向で検討を進めておりますが、人がいない事例は撮影することはできますが、人がいて賑わいがある写真を撮影することに困っております。
岡田会長	国土交通省が推進しているウォーカブルなまちづくりに良い事例があると思いますのでご確認ください。ウォーカブルなまちづくりは居心地がよく、歩いて楽しいまちづくりを目指す制度ですので、シビックプライドを育てる手法として和光市も目指したほうが良いと思います。
事務局	分かりました。和光市もウォーカブル推進都市として指定されていますが、具体的な事業計画がないという状況です。
岡田会長	分かりました。続きまして、資料 2、25 ページの確認事項として、市民生活や産業活動の活性化につながるような章構成の見直しを実施したとのことですが、ご意見はありますでしょうか。事務局にどのような意見を求めているか追加説明をお願いします。
事務局	ゴミ拾いや、清掃活動に留まるのではなく、賑わいを形成するようなイベントづくりを景観づくりのゴール地点に設定した意図で考えています。
岡田会長	イルミネーション活動については、和光市の特性に合っているように思います。和光市は観光地があるわけではなく、住宅都市であるので、夜間景観として光が充実していると、心が安らぎます。光の演出を行政だけでやることは限界があるので、地域住民一人一人の演出が折り重なれば地域全体として光の豊かさが醸し出せると思います。このような取り組みが地域住民のシビックプライドにつながるので、良い取り組みと思います。戸田市の事例として、植栽や花壇づくり、イルミネーション活動について、隣り合った三軒以上で協定を組み、景観づくりに取り組むサポート事業を行っているので、本モデルを参考にすると良いのではないかと思います。
田口委員	改定予定の景観計画は写真が充実しており、市の魅力が分かりやすくなったと思います。私自身、公園みどり課が主催する「花でつながるコミュニティガーデン講座」に参加しましたが、何の変哲もない公園が、花を植えることで華やかになりました。こういった官民連携の取り組みも市内にあるので、スポットを当てて頂きたい。ただ、継続性に課題を感じていて、1 年やったら終わりになってしまっており、行政からのサポートやフォローアップを頂けるとより良い景観形成につながると思います。

岡田会長	おっしゃる通り、継続性は大事です。行政についても、年度予算の切れ目がなくなるよう、継続性が事業において重要です。
事務局	以前、樹林公園でハーブガーデン教室をやった際に、1年に1回開催すると、関心がある人が集まりきってしまうので、頻度を上げて集客が難しくなってしまったという側面もあります。そのため、2、3年に1回開催した場合の方が、継続性が高まる場合もあると考えます。
田口委員	主催者側の捉え方は分かりましたが、参加する側としては、場がないと続いていかないので、予算を3年分継続して、市職員にて継続的に講座を開催するという工夫が必要と感じます。
岡田会長	継続的にこういった活動を支援するというのが大事ですので、資料3、47ページ、景観づくりの推進方策、支援の項目に頂いた意見を反映してください。
事務局	分かりました。
岡田会長	景観の形成は長い年月をかけて醸成されていきます。時間と共に形成される景観はシビックプライドにつながりますので、事業の継続性、取り組む活動の継続性に焦点を当てて頂きたいと思います。継続性については、資料3、47ページだけでなく、複数の箇所に記載を追加することを検討して頂きたいです。
事務局	分かりました。
関口委員	第四次和光市総合振興計画から、第五次和光市総合振興計画にかけて、協働の要素が薄れてきたように感じますが、協働に対する市の考え方を伺いたい。
事務局	協働の考え方は、市民が主役で、行政がサポートし、共にまちを盛り上げていこうという考え方でしたが、予算の面で、継続性が担保できなくなってきた。現在は、官民連携ということで、民間事業者との連携も含めて継続性を担保できるようにという考え方に変わってきました。今回の計画改定も、主体として市、市民、事業者としています。
岡田会長	最初に誰が行動を起こすかが重要だと思いますが、行政側から行動を起こすのか、ボランティア団体に対して、行政が声がけをしていくのか。ボランティア団体は市内にどれくらいあるのでしょうか。

事務局	ボランティア団体の担当課が把握していると思うが、15年ほど前に市民活動が盛り上がった時期があります。現在はその団体が成熟し、高齢化に伴い、世代交代が発生しているという印象です。最近では、新しいお母さん方の活動が活発になっているという印象を受けます。
岡田会長	関口委員の質問の意図としては、行政に引っ張ってもらいたい、または、市民側から声をあげてほしいといったような意図があったのでしょうか。
関口委員	市民、行政、民間企業で取組を行っていく中で、誰が先導していくかを確認したかったというところです。
岡田会長	景観計画に関わらず、市の政策に関わってくる話ではあるが、賑わいを生み出すためには、国の補助金を活用することも検討すべきだと思います。庁内の中で、シビックプライド醸成につながるような先導モデルの形成に取り組もうという動きはないのでしょうか。
事務局	市民活動の分野に詳しくないということもあり、把握している限りではそのような動きはないです。都市整備部としては、和光市駅の北口周辺で再開発事業を行い、駅前広場を形成する動きがあります。和光市駅北口の周辺は市全体の住民が利用するので、そのスペースを活用し、市民団体が活動するエリアになることが期待されます。都市整備部ではまず、駅北口周辺の基盤整備を行い、そのうえで、賑わいを生みだすような活動を行いたいと考えています。駅北口周辺を起点に官民連携を広げていきたいと思っています。
岡田会長	模範解答と思います。駅北口周辺の整備をしたら終わりではなく、むしろ整備した後の利用・取組みが重要です。住民のシビックプライド意識醸成には、例えばマルシェといった定期的なイベントから生み出される賑わいやコミュニティ形成が効いてくるといいます。景観計画に書かれていることを実現していくためにも、駅北口周辺の整備と絡めて実験的に活動してみるのも面白いと思います。先導役については、場所によって変わってくるといいます。市民活動が主体的に行われているエリアでは、市民から声があがるとおもいますし、区画整理エリアでは、行政から市民に声がかかるといいます。重要なことは継続性をどのようにして担保していくかになりますが、予算の面をどのようにして工面していくかを考える必要があります。行政に頼り切るのではなく、民間事業者側、市民側も活動費を賄えるような仕組みづくりを考える必要があります。行政の予算が隔年ならば、行政の予算がつかない場合の対応は民間事業者側、市民側も継続できるような仕組みづくりを官民連携で検討する必要があると思います。

藤田委員	自治会のごみゼロ運動を年３回ほど見かけるが、若い人や子供も参加しており、継続性を強く感じる。ゴミ袋を抱えながら、市街を練り歩く姿も和光市らしい風景ではないかと感じます。美化運動という形で盛り込んでいただけると良いかと思います。
本橋委員	自治会の中に、市の土地があり、近所の人が花を植えたり、掃除をしたり美化活動を行っている場所もあります。
岡田会長	ごみゼロ運動や自治会の活動はシビックプライド醸成に役立つので、うまく街並みが整っていく様子が示されている事例の写真はぜひ掲載すると良いと思います。 以上3件の確認事項についてはご意見いただきましたが、全体を通じてのご意見はございますか。
田口委員	近所に閉鎖された公園が何か所もあり、放置されているため草木が伸びてしまい鬱蒼とした状態になっています。負の側面については景観計画においてどのように取り扱うのでしょうか。
事務局	景観計画の中で、閉鎖された公園の取扱い、空家等、空地については考慮しておりません。個別の案件を景観計画の中に、取り入れるのは難しいと考えています。近所の公園については、借地契約で住民から市が借り受けていたものであり、契約期間が切れたため住民にお返しした土地と思われます。
岡田会長	景観計画の景観形成基準にはつながらない話ではありますが、地方の景観計画でいうと、耕作放棄地の取扱いという形で整理されています。高齢化に伴って、農業従事者が農作業できない箇所に花を植えるという事例がありますが、和光市内にないと思われるので、シビックプライドを醸成する優良事例として掲載はできないと思います。今のお話は課題になるので、次回の景観計画改定の際に、課題の取扱いを検討されると良いかと思います。 個人の所有地であれば、どこまで対応頂けるか不明ではありますが、担当課へ申し送りをお願いします。
事務局	分かりました。
岡田会長	資料２、９ページの「斜面と住宅」の写真は悪い事例ですので、変更をお願いします。 がけ崩れが生じそうな場所に、人が住もうとするとコンクリートののり面が出現します。景観を考える上では、土地利用から考える必要があります。コンクリートが悪者になりがちですが、危ない場所に人が住まなければ緑豊かな状態が保たれます。海岸の防潮堤も同様で、波がかかるような場所に人が住もうとするから、防潮堤ができてしまい、危険な場

所に人が住まなければ、自然豊かな浜辺が広がります。景観というものは人間の生き方の本質を映し出す鏡のようなもので、人間の生き方、住まい方がそのまま景観として反映されるという共通認識をもって頂きたいと思います。

藤田委員 資料2、7ページ目の坂道の写真についてです。住宅地から管理されていない木が道路に越境しているので、違う場所や角度の写真に変更した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 変更します。

岡田会長 資料3、表紙のマルシェの写真はどこから撮影したのでしょうか。

事務局 駅ビルの中から撮影したものです。

岡田会長 分かりました。なるべく公共性を担保したいと思いますので、可能な限り公共用地から撮影をお願いします。資料3、表紙に坂道の良い写真があれば追加をお願いします。

事務局 分かりました。

岡田会長 資料3、表紙の赤枠はどのような意味がありますでしょうか。

事務局 景観10選の応募写真になります。掲載するためには、所有者の許可が必要になります。

岡田会長 景観10選の写真を採用することで、景観10選の宣伝にもなりますし、景観計画の中に、撮影者の名前が載ることになります。坂道の写真にこだわる必要はありませんので、景観10選の写真を活用することも踏まえて、庁内で検討をお願いします。

事務局 分かりました。

本橋委員 資料3、表紙に焼却場が建て替わる風景が載っています。今後、景観が変わってしまうが、問題はないのでしょうか。

事務局 作成時点の風景も価値があると思います。資料3、9ページには駅北口の風景を載せております。

岡田会長 分かりました。こちらは作成時点の風情を残す意味合いでも、残す方向性でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

岡田会長	資料２、１５ページみんなで創り育てる景観づくりについて、会議の写真ではなく、ごみゼロ運動や自治会活動の写真を入れた方が良いと思います。
事務局	写真を変更します。
岡田会長	その他、意見はありませんでしょうか。
委員	－ 意見なし －
岡田会長	それでは、最後の議事に移りたいと思います。議題（３）「新たな景観１０選について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「新たな和光市景観１０選」について、応募状況と審査方法案についてご説明させていただきます。 新たな景観１０選関連の資料は、資料４と資料５の２つの資料がありますが、資料５の内容は、資料４の説明をさせていただく中で、随時説明させていただきます。 「新たな和光市景観１０選」について、本日ご審議いただきたいこと、ポイントが３つあります。３つとも審査方法に関することで、１つ目が、どのような写真が景観１０選の対象となるか、２つ目が、どのような審査を行うか、３つ目が、審査に必要な情報は何かになります。それぞれのポイントに関する内容は、こちらに掲載している各ページでご説明させていただきます。 審議のポイントをご説明する前に、応募概要及び応募状況について、前回審議会から更新された箇所を中心にご報告します。 まず、応募概要として、応募期間及び応募対象は、前回審議会から変更はなく、応募期間は、昨年６月１日から今年５月３１日までの１年間、応募対象は、「あなたの身近にある、とっておきの和光市の景観」をテーマに「自然や施設などの都市景観」と「人が生み出した景観」の２つを募集しています。応募方法は４種類ありますが、前回の審議会でのご意見を踏まえ、市職員からの応募を新たに募りました。 景観１０選応募を周知するための広報方法としては、新たに４つことを実施しました。 １つ目は、商工会会員様へのチラシの配布です。こちらは、前回審議会でも、藤田委員からチラシ配布を検討いただけるとのご発言をいただき、藤田委員を通じてチラシ配布を行いました。

事務局

2つ目は、市職員への応募依頼です。新たに市職員からの応募を募ることになったため、市職員用の電子掲示板で応募依頼を行いました。

3つ目と4つ目は、市の公式LINEに関するものです。景観写真は市の公式LINEからも応募いただけますが、アカウントページに募集のバナーを設置するとともに、LINE登録者の皆様に、フレックスメッセージという、レイアウトを自由にカスタマイズできる形のメッセージを送信しました。

続いて、応募状況ですが、応募件数は、前回審議会時の14件から、71件に増加しました。「自然や施設などの都市景観」と比べ「人が生み出した景観」の応募は非常に少なく、応募者の一部から、多くの人物が写ることによる肖像権やプライバシー問題への懸念の声が挙がっています。

応募方法別の件数は、LINEと電子申請サービスからの応募が同数程度で、紙媒体からの応募が最も多くなっていますが、これは市職員からの応募件数（26件）を紙媒体からの応募に含めているためです。

撮影時期別の件数は、春夏3～8月より秋冬9～2月の写真が多くなっています。これは現時点では応募期間が春夏より秋冬の期間の方が長くなっているためだと考えられます。

撮影時間帯別の件数は、応募いただいた写真から撮影時間帯を事務局で判断しました。日中の写真が最も多く、夜、夕方の順になっています。

応募いただいた実際の写真について、資料5に掲載していますので、ご紹介します。

事務局

それでは、「新たな和光市景観10選」について、最初に、分類方法についてご説明します。応募いただいた写真は、まず、大分類として、有形物と無形物の2つに分けました。有形物については、自然や建築物など大きく5つの中分類に分け、さらに、樹木や公共施設など小分類による細分化を行いました。また無形物については、小分類として2つに分け、有形物と合わせて24種類の小分類になっています。

続いて、分類別に応募いただいた写真をご紹介します。写真を囲っている枠の色の違いは、写真の撮影時期です。黄緑色の枠は春夏の写真、オレンジ色の枠は秋冬の写真です。写真の下に記載しているのは、事務局で振った写真番号と、応募者が付けた写真のタイトルです。

応募いただいた写真の中で、植物の写真が最も多くなっています。

応募写真の中で、市外の写真は、応募要件を満たさないため、審査対象から除外となります。また、市内の写真ですが、一般に立ち入ることができない場所から撮影し

事務局

た写真も同様となります。

応募いただいた写真は以上になります。資料4に戻ります。

ここから、本日の審議のポイントとなる、審査方法に関する内容をご説明します。

1つ目のポイント、どのような写真が景観10選の対象となるかに関して、まず、新たな景観10選の選定の目的を改めてご説明させていただきます。

平成の景観10選選定から約20年が経ち、市の景観も大きく変化している中で、改めて市民と共有できる景観を選定したいと考えており、令和の時代にあわせた新たな景観10選を選定するものです。

また、市に住まい、働き、学ぶ人たちが愛着を持てる、誇りに思える景観を選定したいと考えています。

新たな景観10選の選定後の活用策（PR方法）の案としては、短期的には、市のホームページや広報への掲載、「景観マップ」の作成、シティプロモーションへの活用などを考えています。広報への掲載については、令和8年10月号に特集ページを掲載することで所管課と調整しており、特集ページだけでなく、表紙にも掲載される可能性があります。

また、中長期的には、フォトコンテストや写真展、デジタルスタンプラリーやウォーキングツアーの実施などを考えています。

新たな景観10選の選定目的、選定後の活用策を踏まえ、どのような写真が景観10選の対象となるか、ご意見いただければと考えています。

事務局としては、見た目の美しさだけでなく、景観が持つ背景や未来への価値も評価した方がよいと考えており、そのうえで応募いただいた写真に対して、「写真技術（写真の良し悪し）の取扱い」「審査対象とすることが適当ではない写真はあるか」「応募要件を満たさない（場所不明、1つの場所に2枚応募など）の写真の取扱い」「平成の景観10選や景観重要建造物・樹木と重複する景観を審査対象とするか」「応募促進の必要性、審査に足る応募は集まっているか」について、委員の皆様にご意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、2つ目のポイント、どのような審査を行うか、事務局で審査方法のパターンを検討しましたのでご説明します。

1つ目は、推薦投票方式です。平成の景観10選はこの方式で選定しており、審査手順としては、各委員に推薦写真を一定数挙げていただき、推薦数の多い順に選定します。この方式は、比較的迅速に選定できる長所がある反面、議論が深まりにくい短

所があります。

2つ目は、ワークショップ方式です。審査手順としては、審議会場で地図や写真を見ながら討議して選定します。必要に応じて事前に現地確認を行うことも考えられます。この方式は、討議を通じて合意形成を図れる長所がある反面、合意形成を図れるまで時間を要してしまう短所があります。

3つ目は、点数化1段階方式です。審査手順としては、あらかじめ定めた評価項目に基づき、各委員に採点していただき合計点上位を選定します。この方式は、選定根拠が明確になる長所がある反面、数値化できない魅力の評価しづらい短所があります。

4つ目は、2段階方式です。審査手順としては、一次で点数化による絞り込みを行い、審議会場で議論・再評価して最終選定します。この方式は、慎重な審査ができる長所がある反面、準備を含め最も時間がかかるという短所があります。

5つ目は、カテゴリー別選定方式です。審査手順としては、あらかじめカテゴリを設定し、各カテゴリから一定数を選定します。この方式は、1～4の審査方式を補完するものだと考えています。

ただ今ご説明した審査方法のパターンを踏まえ、どのような審査を行った方がよいのか、ご意見いただければと思います。

事務局としては、1から3と5を組み合わせ、2段階方式で審査を行うのがよいと考えており、そのうえで、「一次絞込の方法と絞込件数」「点数化を採用する場合の評価項目と重み付け（配点）」「カテゴリー別選定方式を採用する場合のカテゴリ設定」「1～5パターン以外に、どのような審査方式は考えられるか」「審査実施のための事前準備の必要性」などについて、委員の皆様にご意見いただければと思います。

続いて、3つ目のポイント、審査を実施するうえで使用する審査資料について、事務局として審査に必要となる情報を検討しましたのでご説明します。

まず、写真を応募していただく際に応募要件としている基礎情報が4つあります。「応募写真」「写真のタイトル」「写真の撮影場所、住所や施設名など」「写真の撮影時期、撮影年月」です。

1つの場所に2枚の写真を応募している、タイトルを記載していないなど、応募要件に合っていない、不足している写真も一部あり、そのような写真の取扱いを検討する必要はありますが、これらの基礎情報は、審査にあたって当然必要な情報だと考えています。

次に、審査を補完する追加情報が5点です。「写真分類は事務局で分類した「大分類」「中分類」「小分類」「写真やタイトルから事務局で判断した撮影時間帯」「地

図情報は基礎情報である撮影場所を地図上にプロット」「写真解説は分かる範囲で事務局で説明を加える」「周辺写真や別アングルの写真を事務局で撮影する」です。基礎情報に、これらの追加情報を加えることで、応募いただいた景観の理解が深まると考えています。ご説明した応募要件としている基礎情報と、審査を補完する追加情報から、審査資料案のサンプルを作成し、資料5に掲載していますので、ご説明します。

事務局

資料4 11ページの応募要件としている基礎情報と、12ページの 審査を補完する追加情報から、審査資料案として、写真の解説資料のサンプルを作成しました。

写真番号58「浩の湯の煙突」についての解説資料です。

写真番号とタイトルの下に写真の分類、資料左側に撮影時期及び撮影時間帯と、撮影場所の住所と地図上の位置を掲載し、資料右側に応募写真及び周辺写真と、その写真の情報を掲載しています。

浩の湯は、和光市に残る最後の銭湯で、水の確保や排水処理、燃料や資材搬入等の観点から、古くから川沿いに銭湯が建てられた歴史的経緯があります。審査資料案のサンプルの説明は以上になります。資料4に戻ります。

事務局

審査資料について、委員の皆様にご意見いただきたいことが4点あります。「事務局で作成した審査資料案の妥当性」「応募者ヒアリングの必要性、応募者に解説文を作成してもらった方がよいか」「審査資料として、他に追加整理した方がよい情報はあるか」「その他審査に必要な資料はあるか」についてです。よろしくお願いします。

審査方法に関する説明は以上になります。

選定までのスケジュールですが、 前回審議会でお示ししたものから大きな変更はありません。本日の審議会で、審査方法を決定したいと考えています。

また、景観10選の応募期間は令和8年5月31日までとなっており、6月末ごろまでに事務局で応募写真の整理と審査資料の作成を行います。 令和8年7月に開催を予定している第18回景観審議会において、委員の皆様には審査をしていただき、新たな景観10選を選出します。新たな景観10選の公表は、令和8年8月頃を予定しています。

最後に参考として、平成10選・景観重要建造物等は資料に掲載していますので、ご確認いただければと思います。ご説明は以上です。

岡田会長

それでは、事務局から提示された審議について順次進めていきたいと思います。

見た目の美しさだけでなく、景観が持つ背景や未来への価値も評価した方がよいと考えているというところで、レガシーは非常に重要だと思うので、解説も含めてその内容を入

れていただく必要があると思います。また、応募写真を見る限り写真技術としてまずいものはなさそうです。審査対象とすることが適当でない写真については、景観計画に掲載する写真と同様に、公共性の観点から、一般に立ち入ることができない私有地から撮影した写真はまずいということで、最初から審査対象から省いていただいています。平成の景観10選と重複する景観を審査対象とするかについては、実際に選んでみないと分からないので、審査を行って重複するようであれば、委員の皆様との合議により決めていく必要があるかと思います。応募促進については、前回14件から71件に増えているので、これ以上の応募促進は必要ないかと思います。この点についてこのまま進めてよろしいでしょうか。

委員

－ 異議なし －

岡田会長

ありがとうございます。このまま原案のとおりとさせていただきます。

審査方式の組み合わせとして、事務局案としてはパターン1から3と5を組み合わせ、4で審査を行いたいとのことですが、1から3すべて含めて行うということでしょうか。

事務局

4の2段階方式で行う場合、最終審議はワークショップ方式で行うことになると思いますので、一次絞込の方法として、1の推薦投票方式もしくは、3の点数化方式のいずれかになると考えています。

岡田会長

会長原案としては、点数化は複雑になってしまうのでシンプルにしたいと思います。議論することが重要なので、1次審査はシンプルに推薦投票方式で行い、土俵に上がったものに対して、2次審査でワークショップ方式で委員の皆様と議論するのがよいと思います。よろしいでしょうか。その中でカテゴリー別に選ぶかどうかは工夫のしどころだと思いますが、事務局のイメージとしては最初からカテゴリー別に選んでもらうのか、合議のときにカテゴライズするのかどちらでしょうか。

事務局

様々な応募写真に対して、一律の視点で評価を行うことは難しいのではないかと思いますので、最初からカテゴリーを決めた方が評価しやすいと思い、カテゴリー別選定方式を提案させていただきました。

岡田会長

最初からカテゴリー別に選んでしまうと、よい景観がひとつのカテゴリーに偏っていると、一次絞込の段階で取りこぼしが出てしまう可能性があるため、最初は委員の皆様の中でシンプルにより景観を上げていただき、2次審査でカテゴリー分けの仕方も含め議論すれば、バランスも取れるのではないのでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

－ 異議なし －

岡田会長	続いて審査資料ですが、審査資料案の妥当性等について、何かご意見ありますか。 この資料で進めていき、気になる点は個別に事務局に確認し、必要に応じて応募者に確認をとっていただきたいと思います。
田口委員	PR等に今後活用していくのであれば、応募写真自体に価値があると思うので、別アングルの写真は撮らなくてもよいのではないかと感じました。
事務局	10選の選定ではその景観の内容だけを採用し、対外的にPRする際にフォトコンテスト等を実施することで、綺麗な写真が揃うのかなと考えています。
岡田会長	写真解説資料はいくつか作成してみて、作業量的に難しいようであれば、会長と事務局で相談し、応募写真のみで審査することによってよろしいでしょうか。
委員	－ 異議なし －
岡田会長	では、そのような形で進めてさせていただきます。 それでは、以上3点の審議が終了しました。10選の選定は基本的に事務局原案のとおり進めていきますが、特段重要なのは審査のプロセスです。まずは皆様に指定された点数を選定していただいて、整理されたものを皆様と議論しながら、分類と絞り込みをして、最終的に10選を選定させていただきたいと思います。 議事は以上となりますが、全体を通して、皆様からご質問、ご意見はありますでしょうか。
関口委員	資料5の6ページに掲載されている公共施設の応募写真ですが、どちらの施設も賞を受賞している建築物であり、そのような施設を審査対象にしてよいのかお聞きしたい。
岡田会長	平成の景観10選や景観重要建造物の重複と同様で、ひとまずフラットに審査したらよいと思いますが、事務局はどう考えていますか。
事務局	市民の皆様が賞を受賞したことを必ずしも知っているわけではないと思いますので、10選に選定されることで、改めてPRできるのではと考えています。
岡田会長	新たな景観10選を、令和という時を刻む代表的な風景と考えたときに、それが景観重要建造物や受賞作品であっても令和の和光市の代表だと思うので、過去の位置づけは一回抜きにして、フラットに審査していただくとよいと思います。

岡田会長

他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で本日の議題はすべて終了しました。委員の皆様には慎重な審議をいただきありがとうございました。

それでは、以降の進行は事務局に戻したいと思います。

事務局

次回の景観審議会は、令和8年7月を予定しております。詳細な開催日時については、改めてご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。委員の皆様、お疲れさまでした。